

○ 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザの設置及び管理に関する条例

令和 2 年 1 0 月 1 日
条 例 第 4 号

（目的）

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）の可燃ごみを適正に処理し、ごみの減量化の推進と環境負荷の低減を図るとともに、積極的な熱エネルギーの回収拠点として整備するため、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ（以下「クリーンプラザ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 クリーンプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ
- (2) 位置 太田市細谷町 6 0 4 番地 1

（事業）

第 3 条 クリーンプラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係市町の可燃ごみの処理事業に関すること。
- (2) クリーンプラザの管理及び使用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事業

（管理及び運営）

第 4 条 クリーンプラザは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて効率的に運営しなければならない。

（利用の許可）

第 5 条 クリーンプラザを利用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

（クリーンプラザ利用の禁止等）

第 6 条 管理者は、正当な理由がなくクリーンプラザの利用を拒んではならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を禁止し、又は施設内より退去させることができる。

- (1) 可燃性以外の物件（機械器具を損壊するおそれのあるもの）を投入しようとする者
- (2) 業務上行う職員の作業を妨害し、又は指示に従わない者

（損害賠償）

第 7 条 利用する者は、施設等その他設備を破損し、又は滅失したときは、管理者の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償し

なければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。